

「下水道による都市浸水対策達成率」について

都市浸水対策達成率：50.6% (H14) **51.2% (H15)**
 整備面積 73万ha (前年度比約9千ha増)

「下水道による都市浸水対策達成率」の定義

「公共下水道又は都市下水路による都市浸水対策の整備対象地域の面積のうち、**概ね5年に1度の大雨に対して安全であるよう、既に整備が完了している区域の面積の割合**」のことです。

都市浸水対策の整備対象地域

概ね5年に1度の大雨に対して安全である整備完了地域

この地域の比率を指しています。

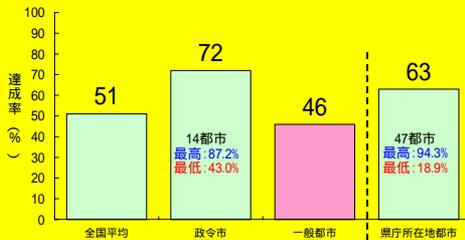


平成16年度も新潟・福島豪雨や福井豪雨等により、大きな被害が発生。

全国約6割の30県が全国平均(51.2%)を下回る状況。



下水道による都市浸水対策達成率



過去の水害では、**内水による被害が約半分。**

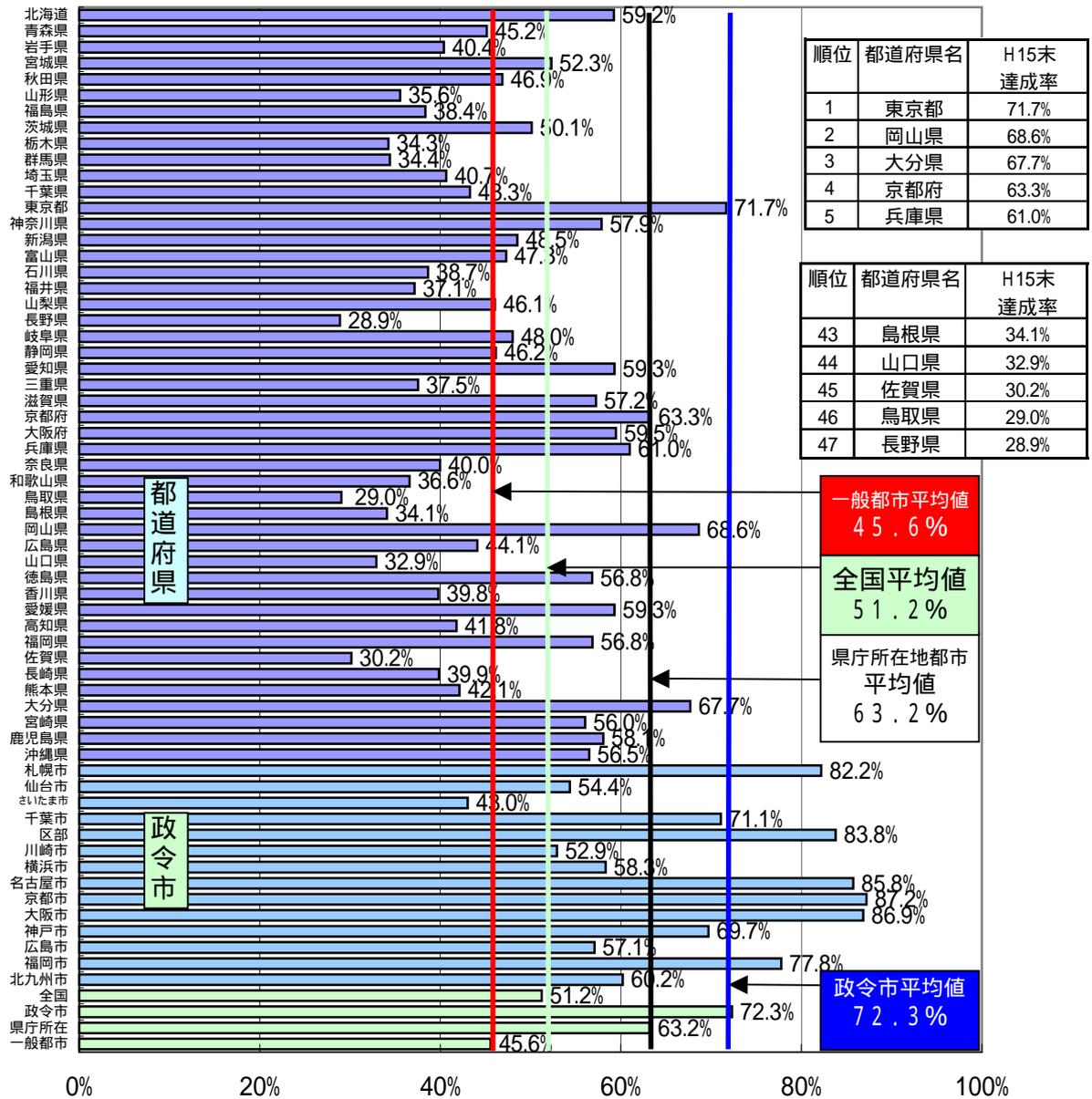


平成4～13年度の10年間の合計 (水害統計より)

一般都市における整備の後れ、政令市や都道府県庁所在地都市の間にも大きな格差が存在

下水道による「都市浸水対策」の早急な推進が必要。

下水道による都市浸水対策達成率 (平成15年度末、都道府県別、政令市別)



注：一般都市とは政令市を除く浸水対策対象全市町村をいう。

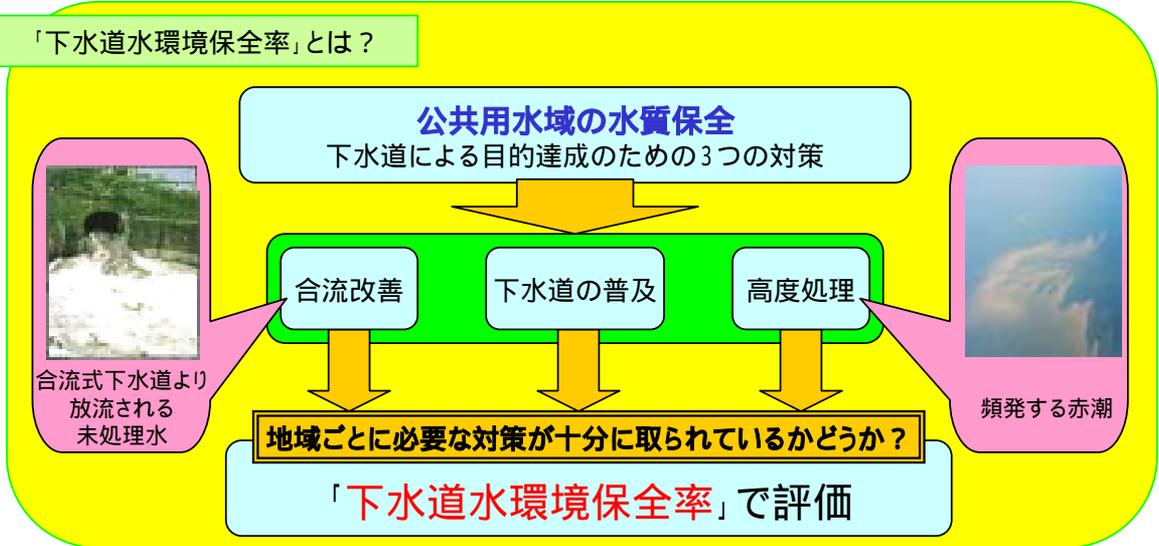
都市浸水対策達成率：
 51.2% (全国)
 72.3% (政令市)
 63.2% (県庁所在地都市)
 45.6% (一般都市)

- ・ 30県が全国平均値以下の水準、大きな地域間格差
- ・ 対策達成率の高い政令都市・県庁所在地都市の間にも対策達成水準に大きな格差
 さらに都市浸水対策の推進が必要。地域間格差の解消も課題。

「下水道水環境保全率」について

下水道水環境保全率：27.6% (H14) 29.4% (H15)
水環境保全人口3,722万人(前年度比224万人増)

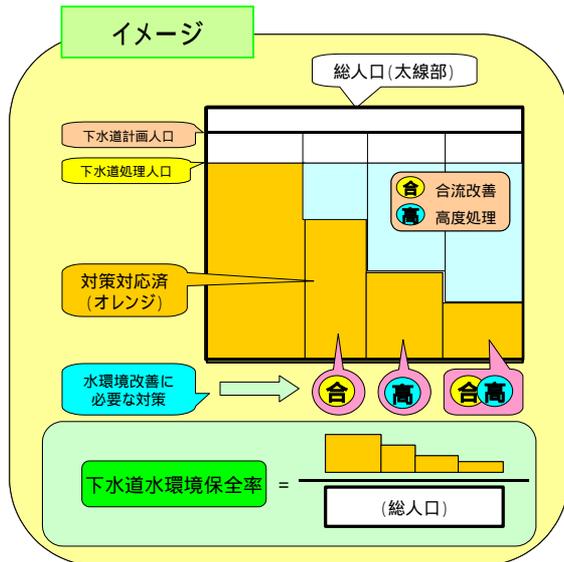
「下水道水環境保全率」とは？



「下水道水環境保全率」の定義

「水環境改善の観点から、高度処理が必要とされる地域については高度処理が、合流式下水道整備地域については合流改善対策が、それぞれ実施された区域内の人口の、総人口に対する割合」のことです。

イメージ

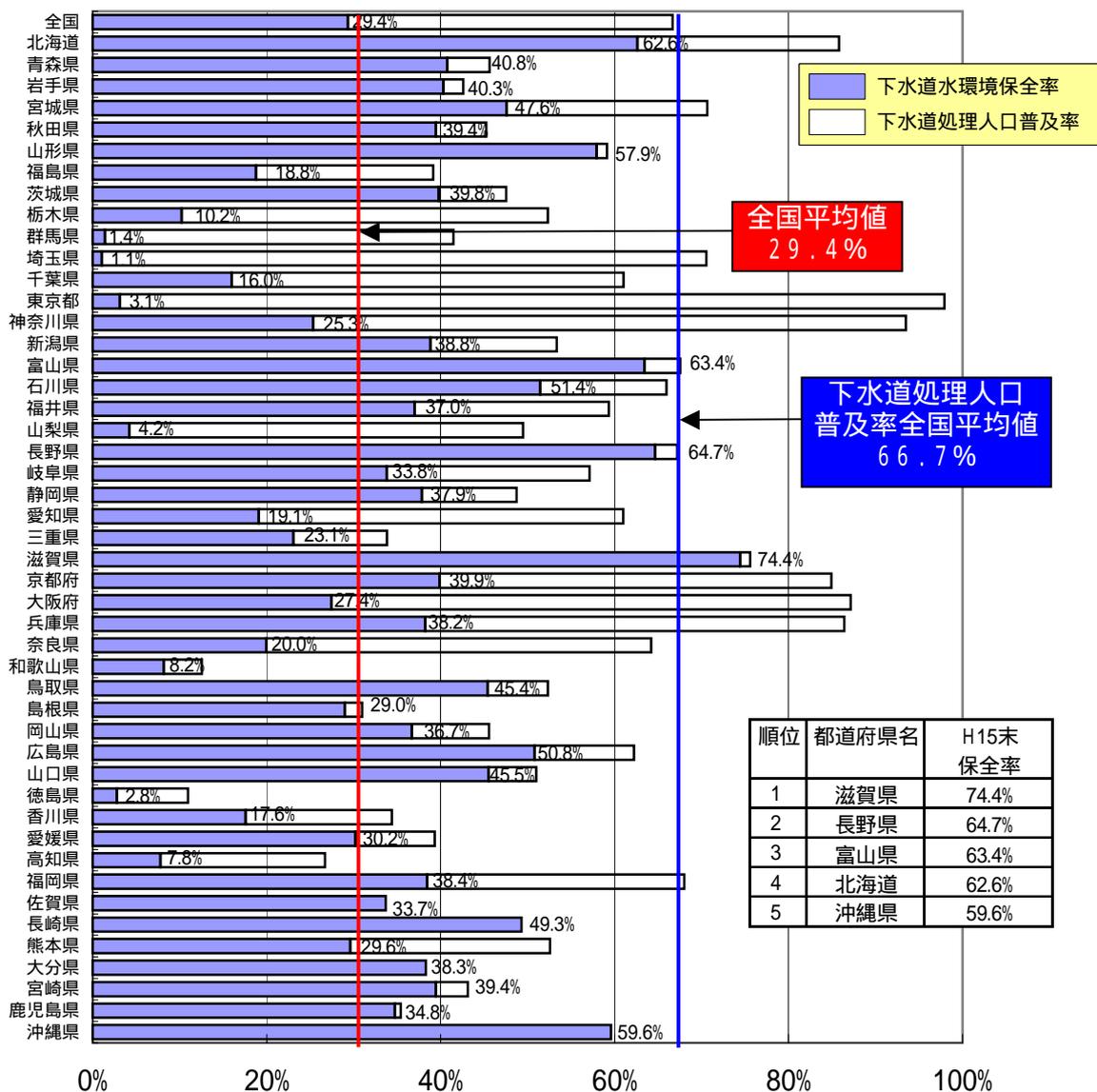


全国的に著しい地域間格差が存在。



下水道の普及促進とともに、水環境保全の観点から「高度処理」や「合流式下水道の改善」を推進していくことが必要。

都道府県別 下水道水環境保全率 (平成15年度末)



順位	都道府県名	H15末 保全率
1	滋賀県	74.4%
2	長野県	64.7%
3	富山県	63.4%
4	北海道	62.6%
5	沖縄県	59.6%



下水道水環境保全率 : 29.4%

- 全国平均値で見ると下水道処理人口普及率の 1 / 2 未満の水準。著しい地域間格差。
 地域の整備状況を踏まえ、下水道の普及促進とともに、合流改善・高度処理の推進が必要。

「高度処理人口普及率」について

高度処理人口普及率：11.3% (H14) **12.2% (H15)**

(高度処理人口：1548万人(H15) 昨年度比120万人増)

「高度処理人口普及率成率」の定義

「**高度処理を実施している地域の人口の総人口に占める割合**」のことです。

総人口

高度処理を実施している地域の人口

この地域の比率を指しています。

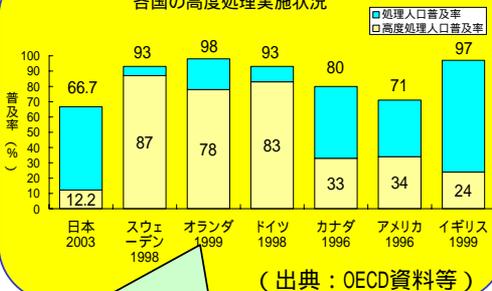
三大湾、指定湖沼及び水道水源水域等の水質保全が重要な課題。



注：値が低い地域でも、高度処理を行わずに目標水質を達成可能な場合があります。

しかしながら、三大湾・指定湖沼等では高度処理が推進されているものの、高度処理の整備水準は**依然として低い**。

各国の高度処理実施状況



日本における高度処理の実施状況は、諸外国と比較して著しく低い水準。

高度処理実施処理場 255 箇所 (前年度比24箇所増)

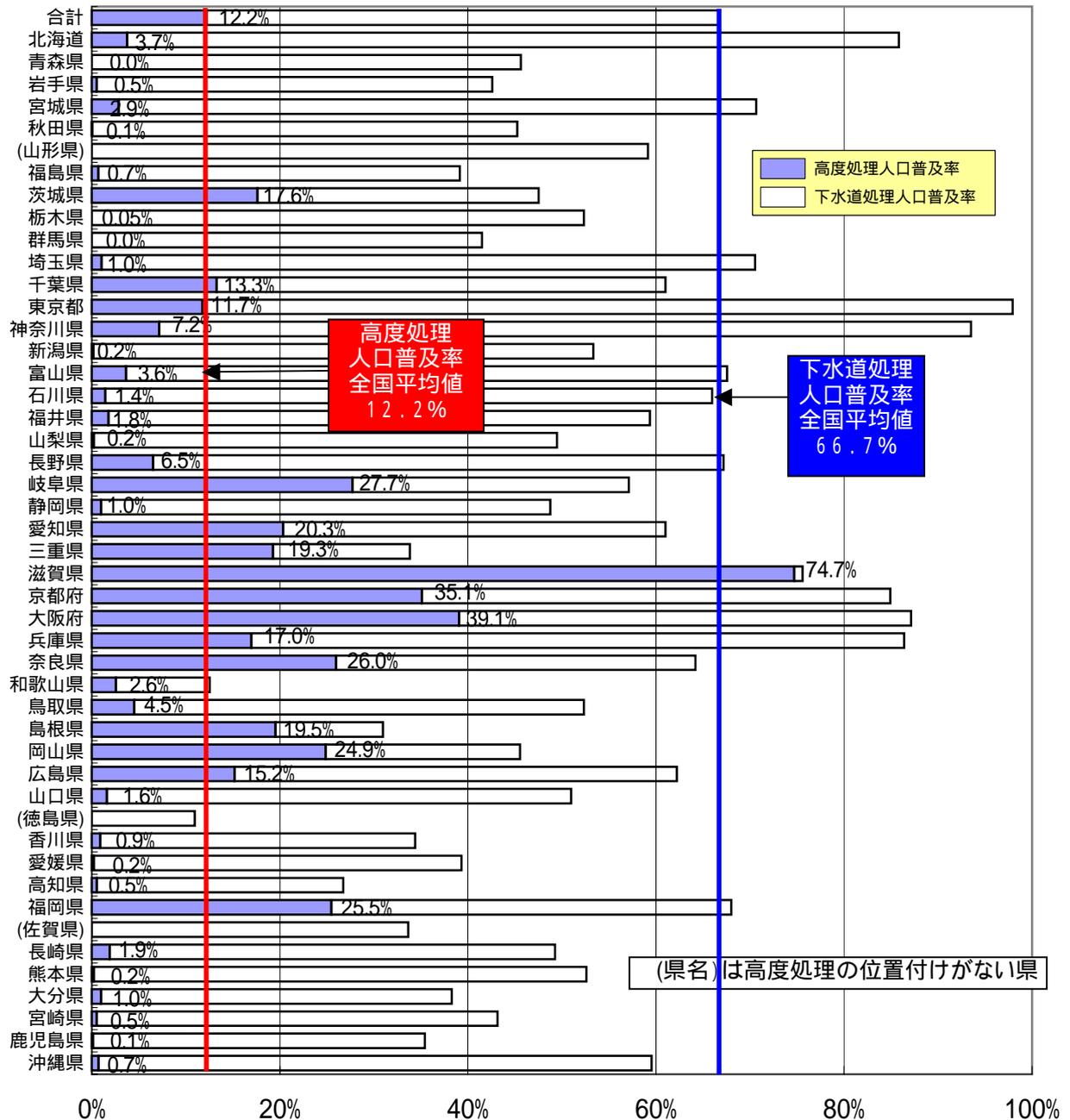


平成15年度は高度処理実施箇所数が24箇所増加。水質保全に寄与。

(参考) 日本の処理場数：1845箇所 (H14末)

「高度処理」による水質保全の継続的な推進が必要

都道府県別 高度処理人口普及率(平成15年度末)



順位	都道府県名	伸び (H14 H15)
1	奈良県	5.9%
2	東京都	3.9%
3	三重県	3.7%
4	兵庫県	3.0%
5	滋賀県	2.5%

注：値が低い地域でも、高度処理を行わずに目標水質を達成可能な場合があります。

高度処理人口普及率: 12.2%

- ・整備水準に大きな地域格差、全国平均値で見ると依然として低い整備水準
 - ・諸外国の整備水準とも大きな格差
- 三大湾、指定湖沼等の水質保全に向け、今後も継続的な対応が必要